

第5章

東北地方等被災地及び県内避難者への支援

第5章 東北地方等被災地及び県内避難者への支援

第1節 被災地への支援

1 人的支援

(1) 医療関係者による支援

震災により被害を受けた福島県及び宮城県の医療機関や避難所等において、本県から派遣された医師、薬剤師、看護師等が、被災者支援のための各種業務に従事した。

【医療関係者】

派遣延べ人数	活動内容
46	※県外被災地へのDMAT派遣 派遣期間：H23/3/11～H23/3/23 派遣地域：宮城県仙台市（仙台市立病院、仙台医療センター、霞目駐屯地） 延べ37名 福島県いわき市（いわき光洋高校） 延べ9名 ・獨協医科大学病院、芳賀赤十字病院、済生会宇都宮病院、自治医科大学附属病院のDMATが被災地において災害急性期医療に従事
140	※県外被災地への栃木県看護協会による看護師チーム派遣 派遣期間：H23/4/11～H23/5/13 派遣地域：福島県西白河郡西郷村（国立那須甲子青少年自然の家） 福島県郡山市 ・災害支援ナースを派遣し、被災地において被災者の健康維持を支援
61	※県外被災地への心のケアチーム派遣 派遣期間：H23/5/9～H23/6/17（うち、H23/5/24～H23/6/17） 派遣地域：福島県相馬市、相馬郡新地町 ・被災地避難所等の被災者への心のケア ・町保健センターでの診察・相談 ・家庭訪問 足利赤十字病院、鹿沼病院（清和会）、獨協医科大学病院、朝日病院（朝日会）、室井病院（大田原厚生会）
35	※県外被災地への市町村保健師チーム派遣 派遣期間：H23/5/30～H23/6/29（県保健師との合同チーム） 派遣地域：宮城県亶理郡亶理町 ・被災地被災者への健康相談活動、心のケア等を実施
86	※県外被災地への薬剤師チーム派遣（栃木県薬剤師会） 派遣期間：H23/4/5～H23/6/10 派遣地域：福島県相馬市 ・JMATと同行し避難所を巡回、必要に応じて調剤や代替薬の提案 ・避難所に常設された臨時診療所での調剤や代替薬の提案 ・医薬品集積場所等での医薬品の仕分け ・避難所での健康相談、服薬相談 他

※派遣延べ人数＝派遣人数×日数

【県職員】

職種等	職種等別 実人数	実人数	活動内容
医師	4	1	※県外被災地への保健師チーム派遣 派遣期間：H23/4/30～H23/6/29（うち、H23/4/30～H23/5/2） 派遣地域：宮城県亶理郡亶理町 ・前任チームからの引継を行った
		3	※県外被災地への心のケアチーム派遣 派遣期間：H23/5/9～H23/6/17（うち、H23/5/9～H23/5/20） 派遣地域：福島県相馬市 ・被災地避難所等の被災者に心のケアを実施
保健師	18	15	※県外被災地への保健師チーム派遣 派遣期間：H23/4/30～H23/6/29（うち、H23/5/30～H23/6/29は市町村保健師との合同チーム） 派遣地域：宮城県亶理郡亶理町 ・被災地被災者への健康相談活動、心のケア等を実施
		3	※県外被災地への心のケアチーム派遣 派遣期間：H23/5/9～H23/6/17（うち、H23/5/9～H23/5/20） 派遣地域：福島県相馬市 ・被災地避難所等の被災者に心のケアを実施
看護師	1	1	※県外被災地への心のケアチーム派遣 派遣期間：H23/5/9～H23/6/17（うち、H23/5/17～H23/5/20） 派遣地域：福島県相馬市 ・被災地避難所等の被災者に心のケアを実施
診療放射線技師	10	10	※原発災害被ばくスクリーニング業務の支援 派遣期間：H23/6/10～H23/7/2 派遣地域：福島県福島市（県北保健福祉事務所） ・福島第一原発半径20km圏内への一次帰宅者等を対象とした被ばくスクリーニング業務を実施
獣医師	4	3	※原発災害警戒区域内のペット保護活動に係る人材派遣 派遣期間：H23/7/5～H23/7/8、H23/7/29～H23/8/1、H23/11/14～H23/11/17 派遣地域：福島県南相馬市周辺 ・福島第一原発半径20km圏内の住民の一次帰宅に伴いペット保護活動を実施
		1	※福島県警戒区域内における被災ペットの一斉保護活動に係る人材派遣 派遣期間：H24/2/29～H24/3/6 派遣地域：福島県南相馬市周辺 ・福島第一原発半径20km圏内の被災ペット保護のため集中的に保護活動を実施
衛生労務	4	3	※原発災害警戒区域内のペット保護活動に係る人材派遣 派遣期間：H23/7/5～H23/7/8、H23/7/29～H23/8/1、H23/11/14～H23/11/17 派遣地域：福島県南相馬市周辺 ・福島第一原発半径20km圏内の住民の一時帰宅に伴いペット保護活動を実施
		1	※福島県警戒区域内における被災ペットの一斉保護活動に係る人材派遣 派遣期間：H23/2/29～H23/3/6 派遣地域：福島県南相馬市周辺 ・福島第一原発半径20km圏内の被災ペット保護のため集中的に保護活動を実施
行政	4	4	※県外被災地への心のケアチーム派遣 派遣期間：H23/5/9～H23/6/17（うち、H23/5/9～H23/5/27） 派遣地域：福島県相馬市 ・被災地避難所等の被災者に心のケアを実施

(2) 福島県の社会福祉協議会等への支援

震災により被害を受けた福島県内の社会福祉協議会（社協）及び宮城県亶理町に対し、本県の社会福祉協議会の職員が派遣され、現地の災害ボランティアセンター等の業務に従事した。

派遣先	活動内容	派遣延べ人数			派遣期間
		県社協	市町社協	計	
白河市社協	災害ボランティアセンター	2	2	4	H23/3/26～ 4/3
須賀川市社協		2	2	4	H23/3/26～ 4/3
福島県社協		3		3	H23/4/4 ～ 4/11
南相馬市社協		24	18	42	H23/4/10～ 7/4
川内村社協	生活支援ボランティアセンター支援	13	13	26	H23/7/7 ～ 8/31
富岡町社協		22	20	42	H23/9/1 ～11/29
二本松市社協	緊急小口資金貸付支援	3		3	H23/4/3 ～ 4/8
いわき市社協		6		6	H23/4/10～ 4/28
宮城県亘理町	手話通訳	1		1	H23/4/30～ 5/6
福島県社協 他	災害ボランティアセンター支援	1		1	H23/5/24～ 5/30
計		77	55	132	

(3) 教職員の支援

宮城県立高校に養護教諭 1 名、仙台市立小学校に教諭 3 名を派遣した。

(4) 災害ボランティアコーディネート研修

被災地におけるボランティアニーズに対し、被災地への派遣や現地ボランティアセンターとの調整などのノウハウが不足していたことから、とちぎボランティア NPO センターが主催し、県内市民活動支援センタースタッフを主な対象としてコーディネート力向上のための研修を行い、併せてボランティア活動を実施した。

実施日・場所 平成 23 年 5 月 7 日 福島県相馬市
平成 23 年 5 月 16 日 宮城県石巻市

(5) 東北被災県への職員派遣（知事部局関係）

①平成 23 年度

岩手、宮城、福島の 3 県から、全国知事会や省庁を通して職員派遣の要請があり、これに応える形で、職員の派遣を行った。派遣期間は、2泊3日程度の出張による短期のものから、地方自治法に基づき数ヶ月にわたり派遣を行う長期のものまでさまざまであるが、これらを合わせると、平成 23 年度における東北 3 県に対する派遣職員数は、延べ 88 名（教員を除く）となっており、このうち、1 人当たりの派遣期間が概ね 1 か月以上にわたる派遣を示すと、次のとおりである。

○平成23年度派遣実績

※岩手県、宮城県、福島県に対し、概ね1か月以上の期間にわたり派遣したもの（教員を除く）のみを記載

		派遣期間	職種等	人数（実人数）
岩手県	1	釜石市役所	行政職等（県職員と市町職員による合同チームを派遣）	【県職員】 6名（1ヶ月交代・3班編成） ※県内市町職員と合同で派遣
	2	大槌町役場		
宮城県	3	仙台地方振興事務所 ※自治法派遣	農業土木職	2名（1回交代〔3ヶ月、4ヶ月〕）
福島県	4	相馬港湾建設事務所	土木職等	12名（1ヶ月交代・3班編成）
	5	県北建設事務所 ※自治法派遣	土木職	6名（3ヶ月交代・3班編成）
	6	県南農林事務所	林業職	1名
	7	県産品振興戦略課 ※自治法派遣	行政職	2名（1回交代〔3ヶ月、4ヶ月〕）
	8	須賀川市役所	農業土木職	1名
	9	健康衛生総室（福島県立医科大学病院） ※自治法派遣	行政職	2名（2ヶ月交代・2班編成）
	10	南会津建設事務所	土木職	4名（約2ヶ月交代・2班編成）

②平成24年度

平成24年度も、引き続き、全国知事会や各省庁からの派遣要請を受け、年間を通して11名分（実人数16名）の派遣を行うこととした。平成23年度と平成24年度を比較すると、派遣職員の人数は減少したが、1人当たりの派遣期間が大幅に伸びたことにより、平成23年度が75人・月であったのに対し、平成24年度は132人・月となり、実質的には約2倍となった。

○平成24年度派遣実績（※いずれも自治法派遣）

		派遣期間	職種等	人数（実人数）
岩手県	1	環境生活部自然保護課	行政職	1名
	2	県土整備部建築住宅課	機械職	1名
	3	宮古児童相談所	心理職	1名
宮城県	1	仙台地方振興事務所	農業土木職	3名（6ヶ月×1名、3ヶ月×2名）
福島県	1	総務部税務課	行政職	1名
	2	南会津建設事務所	土木職	2名
	3	いわき建設事務所	土木職	2名
	4	県南農林事務所	林業職	2名（6ヶ月×2名）
	5	相双農林事務所	農業土木職	3名（6ヶ月×1名、3ヶ月×2名）

2 物的支援

(1) 企業からの義援物資の受入

県内外の被害者への義援物資の提供を、企業や事業所から募集した。
なお、物資の提供は箱・ケース単位とした。

①受入件数 95件

②受入物資の内訳

分類		品目	数量
食品	1	インスタントラーメン	150 個
	2	レトルトカレー	500 個
	3	菓子	10,000 個
	4	スープ	500 個
	5	カップ麺	5,000 個
	6	米	1,800 kg
飲料	7	水	25,000 本
	8	お茶	4,800 本
	9	お茶0.5L	1,200 本
	10	ジュース	47,000 本
おむつ	11	紙おむつ (大人用)	1,000 枚
	12	紙おむつ (子供用)	5,900 枚
	13	生理用品	3,700 個
	14	尿漏れパッド (大人用)	2,200 枚
マスク	15	マスク (大人用)	300,000 枚
	16	マスク (子供用)	242,000 枚
寝具	17	毛布	1,700 枚
	18	ブランケット	8,400 枚
	19	布団	900 枚
	20	タオル	18,000 枚
衣類	21	靴下	10,200 足
	22	下着	9,000 枚
	23	子供服	960 枚
日用品	24	ティッシュペーパー	100 箱
	25	トイレットペーパー	8,000 個
	26	使い捨てカイロ	700 箱
マット	27	敷きマット	400 枚
家電製品	28	テレビ、冷蔵庫、洗濯機、電子レンジ	136 台

(2)とちおとめ苗の緊急提供

・5月中旬、宮城県庁の担当者から、生産振興課（いちご野菜担当）に東日本大震災の津波で甚大な被害を受けた亘理・山元地区のいちご農家にとちおとめ苗の提供ができないかとの電話連絡があった。両地区では、96haのうち91haが津波により栽培ハウスの流失・損壊する壊滅的な被害を受けており、約20haの生産再開のために必要な定植苗の半分80万本の苗の確保ができない状況にあった。



・経営技術課（知財担当）と協議し育成者権の特認事項として認めることとし、生産者組織（とちぎ農産物マーケティング協会いちご部会）、農業団体（全農栃木県本部、各JA）も「できるかぎりの協力を行う」ことで合意した。6月7日に、宮城県農林水産部（技術副参事）、（社）みやぎ原種苗センター（事務局長）、全農みやぎ（園芸部長）、JAみやぎ亘理（組合長）が来県し知事等に要請書を手渡した。

・被災地である宮城県産地は連絡体制も十分に整っておらず、運搬方法、動員体制、スケジュール等について、県内産地と宮城県との幾度にも渡る調整を行い具体的な採苗計画を取りまとめた。苗の提供は、提供する苗も各産地の意向でランナー苗、ポット苗、セル苗の形態で行われることとなり、提供時期も6月から9月に及んだ。

・6月13日からランナー苗の提供が始まったが、採苗にあたっては、苗の鮮度確保（乾燥防止、冷温管理）や作業員の移動等で制約も多く、現場対応は困難を極めたが、生産者、農協、農業振興事務所職員、農業大学校学生が一致協力し、臨機応変な対応を行った。

・苗の提供後には生産振興課、経営技術課の職員が、被災地に出向き、苗の生育状況の確認や技術的な支援も行った。



・本県の対応が報道されると他県や種苗会社からの支援も始まり、被災直後、茫然自失で復興意欲を失いかけていたいちご農家は、本県関係者の物心両面に渡る支援によって、次第に生産意欲を強く持つようになり、産地復興に大きく寄与した。

宮城県（JA亙理）への提供苗

回数	月日	提供JA	提供本数	苗姿
第1回	6月13日	JAなすの JAなす南	160,000本	収穫株からのランナー供給
	6月15日	JAうつのみや JAしおのや	183,000本	
第2回	7月26日	JAかみつが	50,000本	親株からのランナー供給
		JAおやま	8,000本	
		JA足利	2,000本	
第3回	8月5日	JAはが野	72,000本	セル定植苗
		JA佐野	8,000本	
第4回	9月6日	JAしもつけ	27,000本	ポット・セル・土耕の定植苗
合計			510,000本	

3 緊急消防援助隊

発震直後の平成23年3月11日15時40分、消防庁から20都道府県に対して、緊急消防援助隊（陸上部隊）の出動指示が発令された。その後、甚大な被害状況が判明するに連れ、全国の部隊の追加投入が行われたほか、消防防災ヘリコプターについても出動が指示された。

本県でも、被害の大きかった南那須地区を除く12部隊（その後、全13部隊が合流）が、直ちに東北地方に出動し、降雪などの天候不良や山積みするがれきが行く手を阻む中、余震や津波への警戒を続けながら地元消防本部や関係機関と連携して消防活動に従事した。

本県の地上隊は、岩手県久慈市方面を中心に活動を展開し、発災翌日の3月12日から6月6日まで、延べ863名の隊員が救急・救助等の活動に従事した。

また、航空隊は、3月12日から4月7日まで、延べ126名の隊員が、緊急搬送等に従事した。



【被災地での活動の様子①】



【被災地での活動の様子②】

4 被災地からの火葬受入実績

宮城県・福島県・岩手県から、本県火葬場への火葬受け入れ要請があった。県内火葬場 10 施設は、平成 23 年 3 月 21 日から受け入れを開始し、平成 24 年 3 月 31 日までに計 69 体の遺体の火葬を行った。

栃木県内火葬場受入実績（平成 23 年 3 月 21 日～平成 24 年 3 月 31 日）

区 分	岩手県	宮城県	福島県	合 計
受入実績	1 体	7 体	61 体	69 体

5 災害廃棄物の広域処理

東日本大震災による大規模な津波により、岩手・宮城両県の沿岸市町村では膨大な量の災害廃棄物が発生したが、被災地では、処理施設が不足し、思うように処理が進まない状況であった。このため、国では、全国の自治体に対し、広域処理への協力を呼びかけ、平成 24 年 3 月 16 日には、内閣総理大臣及び環境大臣から知事宛て協力要請があった。

本県も被災県であり、自らの災害廃棄物の処理に取り組んでいたところだが、東北地方の一日も早い復旧・復興のため、広域処理は極めて重要と考え、4 月 6 日に市町に対して協力要請を行うとともに、国に対して受入れ実現に取り組む旨を回答した。

その後、住民説明会の開催など市町とともに受入れ実現に向け取り組んだ結果、本県には宮城県多賀城市の災害廃棄物（木くず）の処理要請があり、受入れについて壬生町の地元住民から理解を得られたことから、11 月 6 日に壬生町長が受入れを表明した。11 月 26 日には、本県、多賀城市及び壬生町の三者により「災害廃棄物の広域処理に関する基本協定書」を締結し、12 月 3 日から受け入れを開始した。

受け入れ開始後は、壬生町とともに放射能濃度や空間放射線量率の測定など安全性の確保に努めるとともに、迅速かつ円滑な処理に取り組み、平成 25 年 7 月 25 日には受け入れが終了した。

(1) 広域処理に関する経緯

平成 24 年 3 月 13 日 ・市町に対して受入意向調査を実施

- 16日 ・ 内閣総理大臣及び環境大臣から知事宛て協力要請
- 4月 6日 ・ 「検討中」等と回答した市町長宛て知事から協力要請
・ 知事から環境大臣宛て「受入れ実現に向け取り組む」旨回答
- 4月 11日 ・ 市町に対する説明会を開催
- 4月下旬～ ・ 住民説明会等の開催
- 8月 7日 ・ 環境省が災害廃棄物の処理工程表を公表
(本県は多賀城市分の処理について位置付け)
- 9月 18～19日 ・ 壬生町において多賀城市の木くずの試験焼却を実施
- 11月 6日 ・ 壬生町長が受入れを表明
- 11月 26日 ・ 県、多賀城市及び壬生町の三者による基本協定の締結
- 12月 3日 ・ 災害廃棄物運搬車両第1便到着 (受入れ開始)
- 平成 25年 7月 25日 ・ 受入れ終了



【多賀城市震災廃棄物仮置場】



【試験焼却の様子】

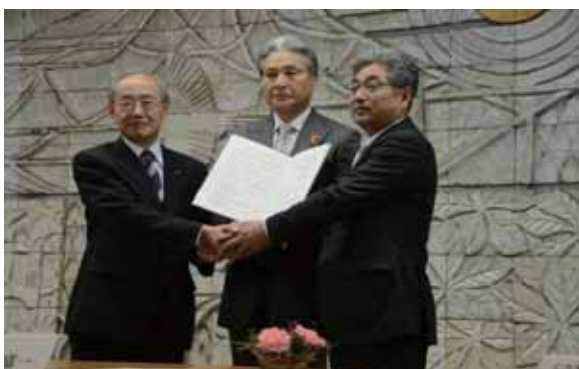
(2) 壬生町の受入れ概要

受入期間：平成 24 年 12 月 3 日～平成 25 年 7 月 25 日

受入量：約 1,000 トン

搬出元：宮城県多賀城市

廃棄物の種類：木くず



【基本協定書の締結式】



【災害廃棄物（木くず）の搬入】

(3)安全性の確保

測定項目	測定頻度	測定対象
放射能濃度	月1回	木くず、家庭ごみ（木くず混合）、排ガス、焼却灰、放流水、地下水（場内2箇所＋周辺民家3箇所）
空間放射線量率	毎日（車両ごと）	木くず及び焼却灰運搬車両の側面
	月1回	周囲（羽生田地区3地点、池ノ森地区3地点、下稲葉地区3地点）及び敷地境界の搬入前後、木くず及び焼却灰の表面

※測定結果については速やかに地元住民に回覧板等で情報提供するとともに、県ホームページに掲載



【焼却灰表面の測定】



【周囲の測定】

第2節 県内避難者に対する支援

1 県内への避難者の受入状況

(1) 被災県からの避難者の受入状況

県内 25 市町において、福島県等被災県からの避難者の受入を行った。

市町村別避難者の受入状況

平成 25 年 5 月末現在

	避難先 居住地	岩手県		宮城県		山形県		福島県		茨城県		計	
		世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数
1	宇都宮市			18	34			346	859			364	893
2	足利市			2	2			41	104			43	106
3	栃木市			2	3			53	148			55	151
4	佐野市	2	5	5	9			68	185			75	199
5	鹿沼市			2	3			53	125			55	128
6	日光市			6	10			27	79			33	89
7	小山市	1	1	5	6			115	241			121	248
8	真岡市			1	3			38	113			39	116
9	大田原市							59	147			59	147
10	矢板市							22	62			22	62
11	那須塩原市	3	4	2	4			160	398			165	406
12	さくら市	1	5					20	62			21	67
13	那須烏山市			1	2			3	3			4	5
14	下野市	1	1	3	3			50	122	1	1	55	127
15	上三川町			1	4			9	27			10	31
16	益子町							5	20			5	20
17	茂木町							2	3			2	3
18	市貝町											0	0
19	芳賀町							7	18			7	18
20	壬生町			1	1			18	45			19	46
21	野木町			2	3			7	24			9	27
22	岩舟町							3	3			3	3
23	塩谷町							1	2			1	2
24	高根沢町							5	9			5	9
25	那須町							29	59			29	59
26	那珂川町							3	5			3	5
		8	16	51	87	0	0	1,144	2,863	1	1	1,204	2,967

(2) 県内避難者への居住環境状況

県内避難者には、県営住宅・市町営住宅や応急仮設住宅を建設したり、賃貸住宅を応急仮設住宅とし入居を進めた。

避難者の居住状況

平成24年11月6日現在

市町名	県営住宅への入居		市町営住宅への入居		応急仮設住宅(建設分)		応急仮設住宅(賃貸住宅分)		現在計	
	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数
宇都宮市	1	3							1	3
足利市			1	1					1	1
小山市										
矢板市										
さくら市			5	10					5	10
那須烏山市					11	39			11	39
那須町			1	5					1	5
益子町							1	1	1	1
高根沢町							3	9	3	9
(町単：救助法外)						2	8	2	8	4
芳賀町							2	8	2	8
現在計	1	3	7	16	11	39	6	18	25	76

※1 芳賀町：町単独の賃貸住宅に既に個人で入居済みであり、町の借りに所有者の同意が得られないため補助としている。

2 県営住宅・市町営住宅：平成24年10月30日現在

(3) 医療施設、社会福祉施設等における避難者の受入状況

県内の医療機関、社会福祉施設等において、福島県等からの入院患者、高齢者、障害者等の受入を行った。

避難者の受入状況

No.	施設区分・避難者の状況	施設区分詳細	H23.3.20	H23.3.31	H23.6.28	H23.9.27	H23.12.20	H24.3月末	H24.6月末	H24.9月末	H24.12月末	H25.3月末	H25.6月末
1	病院・診療所	一般病院	60	91	54	36	36	32	20	18	18	17	15
2	病院・診療所	精神科病院	88	97	93	90	89	86	80	68	63	58	54
3	老人施設	特別養護老人ホーム	49	174	153	135	90	68	40	37	31	31	30
4	老人施設	養護老人ホーム	0	3	4	4	3	2	0	—	—	—	—
5	老人施設	介護老人保健施設	0	19	18	18	14	14	13	13	10	9	9
6	老人施設	認知症高齢者グループ	0	19	16	16	10	10	10	10	8	8	8
7	障害者施設	障害者施設	7	28	2	1	1	0	—	—	—	—	—
8	児童施設	児童施設	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—
9	特定疾患を持った避難者	透析	50	56	9	9	9	4	3	3	3	3	2
10	県議会会館	高齢者のいる家族	—	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—
11	県議会会館	障害者のいる家族	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
12	県議会会館	乳幼児のいる家族	—	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—
13	妊婦専用避難住宅	妊婦とその家族	—	10	26	8	3	0	—	—	—	—	—
合計			254	503	375	317	255	216	166	149	133	126	118

※—は受入開始前または受入終了後

(4) 教育施設における避難者の受入状況

社会教育施設等において、福島県等からの避難者受入を行った。

施設名	受け入れ人数（最大）
芳賀青年の家	122名
太平少年自然の家	132名
なす高原自然の家	173名
県南体育館	177名
今市青少年スポーツセンター	198名



【支援団体による焼きそば提供】



【避難者による親睦バーベキュー大会】

2 避難者への各種支援

(1) 被災児童生徒の転入学

被災地から避難してきた児童生徒の転入学に関する相談を行った。

被災地域等から公立学校への児童生徒の転入学数（平成25年5月1日現在）

区 分	岩手県	宮城県	福島県	県内	その他	合 計
小学校	10名	19名	307名	5名	1名	342名
中学校	3名	6名	79名	0名	0名	88名
高等学校	1名	1名	30名	1名	0名	33名
特別支援学校	0名	0名	3名	0名	1名	4名
合 計	14名	26名	419名	6名	2名	467名

被災地域等から私立学校への児童生徒の転入学数（平成25年5月1日現在）

区 分	岩手県	宮城県	福島県	県内	合 計
幼稚園	1名	0名	93名	5名	99名
小学校	0名	0名	0名	0名	0名
中学校	0名	0名	1名	0名	1名
高等学校	0名	1名	12名	0名	13名
合 計	1名	1名	106名	5名	113名

(2) 福島県からの教員の受け入れ

福島県の教員5名を栃木県内の小・中学校で受け入れた。

(3) 児童生徒の心のケア

- ・児童生徒の心のケアが適切に講じられるよう「栃木の子どもたちの『危機を乗り越える力』を援助するために」を発行した。
- ・被災した児童生徒の心のケア、教職員・保護者への助言・援助等の課題に対応するためスクールカウンセラーを派遣した。（小学校20校、中学校7校、県立高校1校）

(4) 県立学校の入学料等の免除

被災した高等学校生徒の本県県立学校への入学料及び入学考査料の免除を行った。

(5) 私立学校の授業料等の減免

被災した生徒等の授業料等を減免した私立幼稚園、高等学校、専修・各種学校に対し、助成を行った。

(6) 被災児童生徒への就学支援

災害救助法に基づいて学用品の給付等を行った。

(7) 高等学校等修学資金の貸与

震災により経済的な理由から修学が困難になったものへの資金の貸付枠を拡充した。

(8) ボランティア保険の加入

各市町社会福祉協議会を通して募集した、被災者支援のためのボランティアの活動に対して、ボランティア保険に加入した。

(加入者数)

平成 22 年度 2,876 人

平成 23 年度 1,669 人

(9) 県外被災者の就農支援

① 就農支援体制の整備

・農政部では、災害対策本部が設置した「ワンストップ電話相談窓口」を通して、県外被災者等から就農に関する相談があった場合に、速やかに対応できるよう平成 23 年 5 月 12 日に就農支援体制を整備するとともに、支援内容を県ホームページに掲載した。

② 県外被災者の受入調査の実施及び情報提供

・県外被災者の応急仮設住宅への入居募集に伴い、農業に就労の場を求める人も予想されたことから、農業での受入可能性について、平成 23 年 6 月下旬に農業振興事務所が J A や生産組織に対して聞き取り調査を行った。

その結果、農協の生産部会（いちご、トマト、にら、なす等）などから約 90 名分の受入が可能となった。

・県外被災者に対しては、産業労働観光部が行う県外被災者向けの「地域別就職面接会」等の案内と併せて、受入内容をチラシにして周知した。

③ 就農相談等の実施

・県農業振興公社の県新規就農相談センターでは、平成 23 年 5 月 26 日開催の新規就農相談会から「被災者相談コーナー」を設けて相談に対応した。平成 25 年 3 月末までに、新規就農相談会（8 回）及び個別相談を実施した。

・ハローワークと県新規就農相談センターとで連携を図り、ハローワークに農業に関する問合せがあった場合は、円滑な就農相談を行うため、県新規就農相談センターで対応した。

④ 県外被災者(就農者)等の受入

・平成 25 年 2 月末現在、就農者は 4 名で、就農地は那須町が 2 名、那須塩原市及び栃木市が 1 名ずつとなった。経営作目は花き 2 名、野菜 2 名となっている。

・就農相談者は 17 名、被災自治体からの調査依頼は 3 件であった。

・農家で雇用された方は、平成 23 年 7 月・8 月には一時 13 名に増加したが、その後減少し平成 25 年 2 月には 7 名となった。うち、農の雇用事業を活用した事例が 4 件あった。

(10) 栃木県文化振興基金助成事業（東日本大震災復興支援事業）

東日本大震災からの復興支援（被災地での公演、被災者の無料招待等）を目的に、平成24年2月から3月末の期間に文化芸術活動を行う団体に事業費の一部を助成した。

栃木県文化振興基金助成事業（東日本大震災復興支援事業）一覧表

事業の名称	実施団体名	期日・場所	事業概要
Ren ケーナ教室 ファミリーコンサート	Ren ケーナ 教室	H24.2.26（日） パルティ	・ケーナ奏者 Ren の県内5 教室合同発表会
さの演劇塾第2 回公演「法王庁 の避妊法」	さの演劇塾	H24.2.18(土)、19(日) 佐野市文化会館	・佐野市の演劇講座受講生 有志が結成した「さの演劇 塾」による上演
東日本大震災復興 応援メッセージ 3.11ライブ	いじめバイ バイライブ 実行委員会	H24.3.11（日） 氏家公民館	・いじめに遭い不登校を経 験した子ども達のライブ演 奏等
第4回スプリ ングコンサート	栃木県オペ ラ協会	H24.3.29（木） 県総合文化センター	・若手音楽家によるコンサ ート
「いのちの山河」 上映と講演のつ どい	いのちの山 河・小山上 映実行委員 会	H24.3.28（水） 小山市文化センター	・全国に先がけて「乳児医 療費無料化」制度を導入し た岩手県沢内村を取り上げ た映画の上映等
震災復興支援第 3回うつのみや ジュニアジャズ コンサート	うつのみや ジュニアジ ャズオーケ ストラ	H24.3.25（日） 宇都宮市文化会館	・県内各地の小中高生が参 加したコンサート
栃木県吹奏楽講 習会	栃木県吹奏 楽連盟	H24.2.11(土)、12(日) 宇都宮市文化会館	・震災復興を目的に開催し た県内の加盟250団体対象 の講習会等

(11) 被災生活保護受給者等生活再建サポート事業

東日本大震災により、生活基盤の喪失等の被害を受け、他県から転入した生活保護受給者の生活再建のため、生活再建サポーター（栃木県社会福祉士会への委託）による被災者宅への訪問等により生活等に関する各種支援を行った。

（支援実績）

平成24年度 3世帯（9人）